## 栃木県がん・生殖医療ネットワーク会則

(名称)

第1条 本会は、栃木県がん・生殖医療ネットワークと称する。

(目的)

第2条 本会は、栃木県内におけるがん患者の生殖機能の温存に関する情報提供等及びがん治療医と生殖医療専門医の連携を促進することにより、栃木県におけるがん・生殖医療の充実及び発展に資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) がん患者、県民等に対するがん・生殖医療に関する情報提供及び普及啓 発活動
  - (2) がん治療医と生殖医療専門医との連携の促進を図る事業
  - (3) 医療従事者等に対するがん・生殖医療に関する研修会の開催
  - (4) 会員間のがん・生殖医療に関する情報交換
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 本会の会員は、栃木県内のがん治療実施医療機関、生殖補助医療実施医療機関等であって、第2条の目的に賛同する者とする。
- 2 がん治療施設は、思春期及び若年成人世代にあるがん患者への生殖機能の 温存に関する希望の確認の推進及び院内又は地域の生殖医療に関する診療科 等についての情報提供、がん治療医と生殖医療専門医との連携の促進並びに がん・生殖医療に関する情報提供及び普及啓発に努めるものとする。
- 3 妊孕性温存実施施設は、がん患者に対し必要に応じ適切な妊孕性温存を実施するとともに、がん治療医と生殖医療専門医との連携の促進並びにがん・生殖医療に関する情報提供及び普及啓発に努めるものとする。
- 4 協力施設等は、がん・生殖医療に関する情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

(代表者)

第5条 代表者は、会員医療機関に所属する医師から、会員の互選により選任する。

(会議)

- 第6条 会議は、必要に応じて代表者が招集し、議長を務める。
- 2 会長がやむを得ない事情により会議に出席できない場合は、会員医療機関に所属する医師のうちから会長が指名した者が議長を務める。

(会費)

第7条 会費は、無料とする。

(事務局)

第8条 事務局は、代表者の属する医療機関及び都道府県がん診療連携拠点病院に置く。

附則

この会則は、令和元年12月7日から施行する。